

文教福祉委員会

平成28年3月16日（水）
午前8時52分～午後4時08分
議会第2会議室

【出席委員】重松 徹委員長、松永憲明副委員長、永渕史孝委員、村岡 卓委員、
高柳茂樹委員、山口弘展委員、白倉和子委員、江頭弘美委員、
福井章司委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】中山重俊議員、山下明子議員

【執行部出席者】

・保健福祉部 田中保健福祉部長
ほか、関係職員

【案 件】

・付託議案について

○重松委員長

おはようございます。これより文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、本日の審査日程に従い進めていきたいと思っております。

まず、当委員会に付託されました請願について、審査いたしたいと思っております。

お手元に請願書をお持ちでしょうか、ありますね。

それでは、紹介議員であります山下明子議員の説明を求めます。

○山下明子議員

おはようございます。きょうは文教福祉委員会の皆様と委員長の御配慮によりまして、
請願の紹介議員としての趣旨説明をさせていただく機会をいただきましてありがとうございます。

お手元にありますように、国保税の引き上げに反対し、安心できる国保行政への改善を
求める請願ということで、2週間足らずで661筆の署名簿ということで、福井議長に10日に
手渡しました。

それで、今回の国保税の引き上げの問題については、先般、議案質疑でも申し上げまし
たが、例えばモデル世帯で所得200万円未満の方だと38万円ぐらいの国保税が40万9,000円
ということで大変上がって、所得のおよそ4分の1が国保税になってしまうというわけです
ね。

それで、私、この問題でたまたま署名に協力されていた方たちから、こんな実態なんだ
という話をきのう伺いましたので、少しリアルな実態をお聞きいただきたいと思います。

この方は奥さんと旦那さんと小学生のお子さん3人で、所得220万円のクリーニング屋さ

んなんですね。このクリーニングの仕事が今本当に減ってきて、お客さんも高齢化しているの、それ自体が減ると。それから、皆さんふだん着にユニクロなんかを着て、ぼしっとしたスーツを着るといような方たちがだんだん減ってきて、ホームランドリーだとかで、おうちで洗濯もできるということでクリーニングの仕事自体が減っているという中で、どうしても衣がえの3、4、5月ぐらいにやっと仕事がまとまってくるというサイクルにこの数年なっているそうです。それは消費税が増税されたり、原油の高騰だとか、いろんなことがこの数年あったということもあったようなんですが、それでお金が足りないの、実はアルバイトを工場でされている。夜中の12時から朝6時まで、惣菜工場で。そしてお昼も仕事をされているんですね。このバイトも週5日されているわけですね。血圧の薬を飲みながら、昼の商売と夜の工場勤めをされているというのが実情だそうです。その方が何で自分たちのようなところが39万円もの国保税なんだということで、納期に1期1期ずつとおくれて、ようやく今回6期目を2月に払ったところだと、まだ残っているわけですね、あと4回分。そういうふうな状況で、これまでもバイト代が入る10日ごろには差し押さえを受けたこともあるという話もありました。今回は差し押さえではなく、保険証を取りに来なさいという文書——これは毎回来るようなんですが——とともに、自分としては初めて見たということなんですが、財産状況報告書という文書がついていたということなんです。それで、主な収入とか支出、どこからお金を借りているとかか返済状況だとか、生命保険、損害保険の契約会社だとか、預金がどこの金融機関に幾ら預けているか、これはもう生活保護の財産調書と同じようなレベルのもので、しかも、最後、これについては必要に応じて財産調査が実施されることを承諾します、それから、上記以外の財産が発見された場合、滞納処分を実施されても構いませんと、署名捺印と、こういう文書と一緒に来て、納税相談を希望される方は、これに記入して持って来てくださいますと書かれていて、これでは相談に行く気になれないと。行っても、いつ払うかということだけを聞かれて、もう血圧が上がるから、まとまったお金が入って払うときに最後に捨てぜりふを吐くような状態だということを言われました。

本当に今そういう方たちが多いいということ、私は一人一人の納税者の方たちを思い浮かべていただきたいと思います。

所得200万円未満が8割ということを議案質疑でも示されましたが、そういう方たちにとっての負担増がどういうことになるのかということだと思います。この請願書の中でも、一般会計からの独自の繰り入れということを申し上げておりますが、110億円前後の財政調整基金などもありますから、ほんのちょっと入れるだけでも負担を減らしたり、値上げもせずに済むのではないかと、私も思います。そのあたりをぜひ委員の皆様にも御勘案いただきまして、ぜひお酌み取りいただきたいというふうに思います。このまま上げられたら、今のこのクリーニング屋さんのような方は、バイトをして体を壊してしまうということになりかねないなと私も感じております。

今、国保の問題は全国的にも構造的に厳しいということはもうはっきりしていますから、やはり国に対しても、もっときちんとした支援をですね、支えるやり方を都道府県、市町村に対してやってほしいという声はもっともっと上げていっていただきたいと思いますが、同時に、佐賀市としてやれる努力をもう一步頑張ってもらいたいという思いで、私と中山議員とで紹介議員となりましたので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で陳述を終わります。

○重松委員長

ただいま国保税の引き上げに反対し、安心できる国保行政への改善を求める請願の趣旨説明がございましたけれども、この請願について、委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思っておりますけれども、何かないでしょうか。

○白倉委員

請願の文書が私たちの手元にございますが、その中の一番最後、記1、2、3と書いてございますよね。その1、3の意味は十分理解できます。2点目の「原則として正規の保険証を発行し、医療を受けにくくする「資格者証」を発行しないこと」というふうに書いてございますが、資格者証なら医療が受けにくいような現状があるのでしょうか。

○山下明子議員

現状としては、短期保険証のほうが多分多いというふうに思います。以前から問題になっていたのは、この資格者証ということで、一旦窓口で10割払わなくてはならないわけですね、被保険者の資格がありますよということだけで。だから、短期証だったらもちろん行けますけれども、ただ、さっきのクリーニング屋さんも言われていたんですが、これだったら、もうこの高い保険料を払わないで、病院に行くときだけ10割払ったほうがましだと思うぐらいに、本当に毎回納期が来るのが大変だということも言われていたというのはありますが、今、資格者証に関しては、発行数が前から見たら減っていますよね、実態はですね。それはそうです。

○重松委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにないようでございますので、以上で請願の審査を終了いたします。

なお、この請願は当委員会に付託されておりますので、採決は明日行いますので、申し添えておきます。

以上で終了いたしますので、山下明子議員は退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

◎山下明子議員退室

○重松委員長

それでは、審査日程に従い、当委員会に付託されました議案について審査していきたい

と思いますが、審査に入ります前に注意していただきたい点を幾つか申し上げます。

まず、執行部におかれましては、限られた時間で集中的な審議が必要ですので、簡潔な説明をお願いいたします。特に当初予算ですので、非常にボリュームがありますので、経常的な経費については、主なもの、また昨年度と比較して大きく変わったものを中心に説明をお願いいたします。また、答弁は役職にかかわらず質問に対して回答できる方が答弁されますようお願いいたしておきます。また、委員の皆さんにおかれましては、多岐にわたる質問、質疑をお持ちだと思いますけれども、質問は1回につき2問ぐらいに絞っていただきたいと思います。

それから、審査後に付託議案に関連しまして現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出ていただきたいと思います。

それでは、保健福祉部に関する議案審査に入ります。

まず、第34号議案について審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第34号議案 佐賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 説明

○重松委員長

ただいま第34号議案 佐賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明がございましたけれども、この案件につきまして、委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思いますけれども、何かないでしょうか。

○高柳委員

今現在の滞納者の人数と総合計額を教えてください。

○福田保険年金課長

まず、未納世帯の数ということでございます。

これは未納が1期でもある世帯、この中に資格喪失者も含んでおります。この世帯で平成23年度では5,034世帯、平成24年度では4,942世帯、平成25年度では5,093世帯、平成26年度では4,812世帯となっております。ここ数年は横ばいの状態ということでございます。

滞納額については、少しお時間をいただきたいと思います。

○白倉委員

いただいている資料の3ページですけれども、そこに5番、財源確保の手段として書いていただいているんですけれども、今回全てを税率改定で賄うとしたら非常な増税になるということで、税額・税率改定とその他の財源確保というふうに書いてございますが、これは地域福祉基金積立金から入れると考えると考えていいのかどうかと、その他の財源確保の部分がですね、その原資と金額、どれぐらいをここで補填して、この税率で埋めるのかというのをお願いいたします。

○福田保険年金課長

財源確保のことですが、今回、改正をお願いするのが平成28年度、平成29年度、この2年間でいかに国保財政を安定的に継続できるかという数字でございます。

この中でも申しましたが、全てを一般会計の繰入金ですると非常に厳しいという状況がございますので、まずは平成28年度、平成29年度について、この税率、税額で行かせていただいて、2年間の単年度収支の健全化を図るということでございます。

過去の分につきましては、国保の運営協議会等でも一般会計からの法定外繰り入れについては慎重にということもございますので、そこは最終的には平成29年度末までに、どういう形で累積赤字を解消していくかということを検討していきたいというふうに考えております。

○白倉委員

わかりました。福祉基金積立金じゃなくて、一般会計からの財源繰り入れというふうな感じですね。これは確認ですが、福祉基金積立金は後にも出てきますが、今18億7,000万円あるというふうに考えていいわけですね。

それと、県との関係ですけれども、ここにも書いてございますが、平成30年度の広域化ということで、平成29年度までのいろんな手段というのが非常に影響もあると思うんですが、これは例えば県からはどういうふうな指導が各市町に対して来ているんでしょうか。累積赤字をなくせというふうな意味も含めて、県からの指導をお願いします。

○福田保険年金課長

平成30年度から国保財政の都道府県化ということで、国保財政の運営主体は県が賄います。そのために県のほうは、当然、その年度の必要な医療費の総額を出しまして、各市町に対して、要は医療費についてはこのくらいで、所得割についてはこのくらいということで、標準保険税率というのを県は示してまいります。県のほうから市のほうに納付金という形で指示をしてきますので、その納付金を賄うために、私どもは、また、平成30年度に合わせた税率、税額の改定をしなければならないということになります。

今後、平成30年以降の単年度、単年度の赤字については、財政運営の主体が県となりますので、県のほうが、その調整はしていくということになると思います。最終的には、それを賄うのは、当然、国庫負担金等の公的なお金と、あとは保険税ということになりますので、この保険税として必要な分については、私ども構成する各市町のほうが国保税を賦課して、収納して県のほうに納付金として納めると。そして、県のほうが必要な医療給付費については全額市町のほうに交付するという形になります。平成30年以降ですね。

そこまでについては、県のほうは平成29年度中に累積赤字は解消してきなさいと指導をしております。県が広域化等会議におきまして、10市10町の首長たちがおられる会議の中で、平成29年度末には累積赤字を解消しますということで、県内首長の了解もとれておりますので、県は平成29年度末にはゼロにしてきなさいという指導をしておるところでございます。

○白倉委員

平成29年度末までに累積赤字をゼロにする、これはどこの市町も同じだと思うんですけれ

ども、市町によっては、例えば何らかの基金があるところもあるでしょうし、一般財源からもある程度繰り入れて、税率にどう響かせるかというところがそれぞれの市町のやり方で違うでしょうけれども、多久市は平成27年度、これは知っているんですけども、ほかの市町ですね、平成29年度中といたらそんなに長い期間じゃないんですよ。ほかの市町の動きを御存じの部分がありましたらお願いします。

○福田保険年金課長

これは市町によって異なります。現状、累積赤字を抱えている市町とそうではない市町もございますもんですから、累積赤字を抱えている市町につきましては、必ず平成29年度末までにゼロにしてくださいということでございます。その中で、一般会計からの法定外の繰り入れで対応するところ、それ以外にですね、県のほうも財政的な支援じゃないですけど、考えているようでございますので、そこら辺の活用をすることを検討している市町もございます。1つ1つの市町がどうというのはちょっと……。

○重松委員長

ほかにないようでございますけれども、先ほどの質疑に対しての積み残しの回答が出ましたか。

○保険年金課副課長兼国保税二係長

先ほど滞納額の御質問がございましたけれども、各年度の滞納繰り越しの調定額、この数字をお答えしたいと思います。

平成24年度が13億3,460万6,274円でございます。平成25年度の滞納繰り越しの調定額が12億3,267万4,236円です。平成26年度の調定額でございますけれども、11億3,239万3,039円です。

○高柳委員

13億円、12億円、11億円というような調定額ですかね。

当然、今年度の改定をされても当然見込まれる金額がありますよね。滞納者と、この金額というのは。それを入れての改定額にされたのか、予測されて。

わかりますかね、言っていること。要するに、当然このぐらゐの額が滞納になるんだと。だから、このくらい上げないといけないのだというような発想のもとでの改定額なのかどうかを教えてください。

○福田保険年金課長

議員のおっしゃるとおり、100%収納ができればよろしいんですが、現年収納率で、昨年度で96.51%ということでございますので、当然その差の分というのは滞納を見込んでいます。予算を組むときも、その収納率を一つの目安としまして、その分を入れる見込みとして想定をしているところでございます。

○白倉委員

今回の税率改正に伴って、いろいろな部分で、生活に影響する人が当然出てくるわけで

すけれども、今現在、短期保険証と資格証の発行状況を教えてほしいというのと、それと、これは前年の所得に対してかかってきますよね。先ほどの請願の中にもありましたけれども、その家庭の経済状態、仕事状態が変わって、非情な部分があるんですけれども、前年度にかかってくる部分においての、その辺の担当課としての配慮といいますか、それは税的な仕組みなので仕方がないんですけれども、その辺も含めながら、短期と資格証の発行状況をちょっとお願いします。

○重松委員長

件数でいいですかね。

○保険年金課副課長兼国保税二係長

まず、資格証の発行世帯数ですね、直近3カ年で申し上げます。

まず、平成24年度が497世帯、平成25年度が370世帯、平成26年度が304世帯です。

続きまして、短期証の発行世帯数です。

平成24年度が2,212世帯、平成25年度が2,125世帯、平成26年度が1,818世帯です。

この資格証、短期証の発行の際に、当然その資格証に関しましては、滞納がおありの方について、まずこちらから通知をお渡しして、納税相談の機会を持つというような手だてをしております。

資格証に関しましては、そういった不利益処分にあたりますので、事前に弁明の機会をお与えして、お話をいただくと。いろいろ御事情を聞いて、納税相談に結びつけられれば、そういった資格証を交付することはないんですけれども、最終的に資格証を出すというような結果になる世帯については先ほどの世帯数でございます。

同じように短期証についても、今、保険証の更新の時期でございますけれども、更新についての通知のほうをお出しして、相談のほうを逐次やっているところでございます。

○福田保険年金課長

補足でございます。

高校生以下の短期証の件でございますが、今までは半年間という短期証を出しておりましたが、新年度からは高校生以下についても、通常の被保険者証を発行したいというふうに考えておるところでございます。

○重松委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

以上で第34号議案の審査を終了いたします。

続いて、第1号議案を審査いたします。議案が多いですので、2回に分けて行っていきたいと思います。

まず、第3款第1項から第3項までの説明をお願いいたします。

◎第1号議案 平成28年度佐賀市一般会計予算中、第1条（第1表）歳出第3款関係分（第1項） 説明

○重松委員長

一応、第3項までとしておりますが、ちょっと長いので第3款第1項までで切りたいと思います。

今説明がございましたけれども、この案件について、委員の皆さんから何か御質疑等ございましたら、お受けしたいと思います。

○村岡委員

資料番号5番の179ページで、新しく取り組まれる福祉協力員の御説明があったかと思えます。その前提としてなんですけれども、現在の佐賀市の民生委員の人数と、定数と違いますか、充足率をまず教えてください。

○成富福祉総務課長

定数が536名となっております、実数が528名、今活躍いただいております。欠員が8名ということでございます。

○村岡委員

今回の福祉協力員ということで、先日の議案質疑でもいろいろと質問があってお答えをいただいておりますので、それを参考になんですけど、現在8校区あり、今年度2校区ふやして550名ということだったんですけど、この2校区について、どこかめどがもう既にあるのであれば教えてください。

○成富福祉総務課長

希望があれば対応いたしますが、現在のところ勸興と神野を想定しているところでございます。

○村岡委員

今回、福祉協力員は個人としてはあくまでも無償のボランティアということで、校区に対して支援をするということであったんですけども、支援の額というのはどういうふうに分けたらいいんですか。校区単体で基本額が決まっていて、あとそこにいる協力員の人数でとか、額の算定がどのようになっているか教えてください。

○成富福祉総務課長

基本的には会議などを開催される分の必要な実額に応じた開催費用の補助になってまいります。

そのほかに今想定しておりますのが、会議で1人当たり1,000円程度のそういった研修費用というのも実額に応じた補助を検討しているところでございます。

○村岡委員

今現在行われている8校区について、以前校区ごとに人数を教えてくださいましたんですけども、多いところと少ないところで10倍くらいの差があって、当然住まれている人数に

もよるんですけれども、その辺、全体的な想定される目安というのは、当然、校区の人口によって違うと思うんですけど、今回新しく2校区ふやして約100名ふやされる想定ということで、大体1校区50名前後ぐらいは最低いてほしいというような希望なんでしょうか、見通しとして。

○成富福祉総務課長

あくまで世帯で30世帯から50世帯ということで、50世帯に1人という割合で世帯を切った数字が2,000人ということで想定をしております。これはあくまで目安でございまして、既にそれ以上に設置されているところについて、改めて削除してくださいとか、そういった方向性は決してございません。

○村岡委員

役割的な部分の確認なんですけど、見守りという部分が大きく取り上げられていると思うんですけれども、現在行われている高齢福祉のほうの高齢者見守りネットワークの事業というのがあるかと思うんですけれども、それとの兼ね合いというか、どういうふうに交通整理されるのかなど。

○成富福祉総務課長

高齢者見守りネットワークにつきましては、これは郵便配達する方とか民間の方の公的といえましょうか、民間の個別のネットワークということであります。福祉協力員は近隣で、自分の近くの人を見るということの考え方で整理をさせていただいているところでございます。ネットワークは仕事をされていて、こっちでもあっちでもとにかく気づいたら連絡してくださいということじゃないかなと思いますので、確かに近隣の方で登録をされている方もいらっしゃいますけれども、そういったところをうまくすみ分けができればなと思っていますところでございます。

○村岡委員

これはお願い的なことになるかもしれないですけれども、どうしても地域で役割を幾つも持たれている方の負担という部分もあると思います。民生委員の先ほどの充足率は高い数字だと思いますけれども、足りていないところがあるという現状もありますので、そういった面に寄与するような事業にしてほしいと思いますし、あと役割がたくさんあると一見いいように思うんですけれども、お互いの持ち場はここまでというような感じでいくと、かえってそこに見落としになってしまう方が出るという事態も考えられますので、そういったところももう一度、先ほど言ったような交通整理をしっかりとするような形で、人員確保のほうに寄与していただきたいと思います。これはお願いになります。

○成富福祉総務課長

おっしゃる現状については十分認識しているところでございまして、今回ですね、従来もやってきたところとどこが違うかという話ですけれども、市の社協のほうに専任を置きまして、その専任に各地域に入っていて、そういった連携、調整が必要なところは

連携、調整をしていただくということを考えているところでございます。重複するようなところは、ある意味ぜいたくな部分でございまして、スタートラインでそういった活動がほとんどできていない地区にこの福祉協力員を置いてスタートラインにつきたいという意味でございまして、そういった市の社協のコーディネーターがそういった地域に入っていくって、私ども担当職員も入っていくように心がけて、そういった調整などのお話をして、言われているところの部分は有意義といいたいでしょうか、効果的にできるような体制を地域の皆さんとお話し合いしながら決めていければなと思っているところでございます。

○永渕委員

関連ですけれども、今回、平成32年に目標の2,000人まで持っていきたいということで、従来と違ってそういう制度を少しずつ微調整しながらでも各校区に合わせてやっていくというお話をされているわけなんですけれども、最初の段階からある程度制度を統一して…。やっぱり2,000人まで持っていくというのはなかなか大変なんじゃないかなと思うんですが、そこら辺はどうお考えなのか。

○成富福祉総務課長

実際8校区、活動されている地域でも千差万別と申しましょか、見守りだけのところもございまして、ちょっとボランティアとかそういったものも含めた福祉協力員という制度まで成長している地区もあります。

今回、市全域でやろうというその最低限のレベルということを考えて、遠目で見ていただいて、できる範囲のことをできる人がやるという最低限のレベルを今お話しさせていただいております、その最低限の一つとして、ボランティア保険をまとめて市の方で掛けさせていただきたい。また登録事務等を市の社協のほうで一括して、登録の新規とか廃止といいたいでしょうか、そういった手続関係を、全市的なものとしてまとめていきたい。当然そういった福祉協力員を始めていく中で、地域の課題が出てきて、今既に取り組みされているようなちょっとボランティア事業を始める校区が出てきたり、そういったプラスアルファの部分は校区の実情ということで、それを義務化するのはちょっといかがなものかということで、今は最低限の遠目で見ていただいと。あともう一つ考えておりますのは、年に1回、2回は市全体の研修会ということで、福祉情報の提供とか、そういったものに参加をしていただくということを最低の条件にできればなと思っているところでございます。

○永渕委員

各校区でいろいろやり方等が違ったりして難しいところではあるんですけど、これは要望ですけど、こういう制度は最終的には、どこの校区でもある程度同じシステムの中でやっていって、各校区の悩みがそれぞれ吸収できるように、一本の幹がどんどん太くなっていくためにどうすればいいのかというふうな考えのもとに進めていただければと。これは要望として言っておきます。答弁をよかったです。ありがとうございます。

○成富福祉総務課長

地域の中に入っていき場合は十分に注意しながらやっていきたいということが1つと、あとは民生委員さん方の負担の軽減にもつながると思いますので、そういった形で進めていければと思っております。

○江頭委員

この説明の中で、課長はまずこの取り組みに対して、こういうシステム、要するに平等化みたいな話をちらっと説明されたんですね。実際、一つの例を挙げると、諸富ではまちづくり交付金で、これと同じような取り組みをされています。実際、各家庭にパンフレットを配布して、そういうふうに行われているところもあれば、何も手つかずの状態のところもあります。実際、まちづくり協議会ってありますよね。その中に同じようにこれを取り組むような校区も出てきたり、全然そうじゃない校区もある。今の永淵委員ではないけれども、ある程度統一性がないと、それこそ各校区の格差がどんどん広がっていくんじゃないかというおそれもあるんですけど、その点についていかがでしょう。

○成富福祉総務課長

今、諸富の話が出ておりましたけれども、新市のほうには校区社協がございません。そういった経過で、市の社協の支所がそういったまちづくり協議会を通じた中で、こういった福祉協力員の制度を浸透していくということを今想定しております。

○田中保健福祉部長

委員の御心配な点はよくわかるんですが、実は今言われるとおりにいろんな地区に既にこういう取り組みをやっている組織あるいは役割分担というのがあります。ですが、それが十分でないところがございます。福祉協力員は新しい制度ではございません。我々2年前にもこれを普及しようとして、社協と活動していますが、なかなかこういう形がふえていかないというところがあります。今回、また福祉協力員としたのは、議案質疑のときにも答弁させていただきましたけれども、福祉協力員というのは我々が仮につけた名前であって、福祉委員でも福祉員でも何でも結構なんですね。既にあるところの組織はそのまま結構なんです。我々はそこに対して福祉協力員という形で、こういう研修であるとか、または校区社協あるいは市の社協、こういうところから、それから民生委員との連携ですね、これをできるような形をとっていきたいと思っています。新たにつくるのではなくて、今あるところはそこで全然結構なんですね。

要するに、協力員といって役割分担はそれぞれあるんですが、協力員に対して非常に重い役割ではなくて、遠目から見守るということで、これはある意味コミュニティの復活を目指している。協力員でなくても別に構わないですよ。ただ、そういうものをちゃんとやっていただく。高齢者、障がい者、そういう方を見守るという体制をどんどんつくっていくというところで、今回こういう制度というか、そういうのを地域の中にふやしていきたいというところでの事業化というふうに思っています。

○江頭委員

わかるんですよ。先ほどから言っているんですけど、まちづくり協議会のときもいろいろな話があって、例えば、まちづくり協議会自体は、お金が市からちゃんと出ていますので、そのお金を使ってまちづくり協議会で取り組んだと。福祉協力員、これは無償ボランティアだと、この制度はね、そう言われましたよね。しかし、まちづくり協議会でこれに取り組むと、無償ボランティアではなくて賃金を払うということが出来るわけですよ。そうすると、校区によって、同じことをやられているのに、あそこの校区は賃金をもらっているんだと、私たちは無償ボランティアだと、そういう統一性がこの制度の中にできないんじゃないですかということを行っている。

○田中保健福祉部長

確かに、そういう点で見ればそれぞれの校区でばらつきが出るかと思いますが、ただ、そこについては、我々は無償ボランティアですよと、無償ボランティアではなく有料でやっているところが新たにできるかということ、これはできないんですね。そこは無償ボランティアと考えていただいて、ただ役割をまち協であるとか自治会であるとか、そういう中で、まち協の予算、それから自治会の予算等で割り当てられているのは、そこはそこでやっていただいて結構じゃないのかなと。そこは別に、我々はその中にこの協力員という役割というか、こういう見守りということを取り入れていただければ十分かというふうに思っているんです。それぞれの地区で、そういう見守りのやり方が根づいていくのが協力員の目指すところかなというふうに思っています。

○江頭委員

そうすると、例えば、まちづくり協議会は企画調整部だけ。やっぱりそのあたりを話し合ってもらっていないと現場、校区が戸惑いますよ。福祉のほうではこういうことをやっていますという通達が来る。社協との話も出る。片や、まちづくり協議会もある、自治会もある。僕は、まちづくり協議会の話のときも相当こういう話をしたんだけど、まだ合併して10年、実際今言われたでしょう。社協だって支所にはあるわけですよ。旧市との違いというのがそういうところであるものだから。防災でもそうですよ。防災の取り組みにしても、まちづくり協議会でやっているものと合体するとお金は物すごく膨らんで大きなことをやれるんだけれども、はっきり格差がついていると、あそこはっていう話になってくるものだから、このあたりはやっぱり部と部の調整、連携をとってもらわないといけないと思うんですよ。それだけはお願ひしておきます。

○田中保健福祉部長

そこについては我々もこれまでの経過の中で検討していますので、関係部署とは十分連携をとって、地域で混乱が起きないように努めたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

○高柳委員

ちょっと考え方を教えてください。福祉協力員、30から50世帯に1名と。

私が住んでいる町は400世帯ということで、8人というめどが立ちますけれども、役割については福祉課題の早期発見ということで、30から50世帯をエリアにした組で1人ずつという表現なのか、400世帯あるから8人上げてくればいいのか。ちょっとその考え方を。

○成富福祉総務課長

一つの考え方として、向こう三軒両隣で自分の近くの世帯の見守りを遠目で通勤時に見ていただく、朝見ていただく、夕方、夜見ていただくという形の考え方でやっております。それが地域によっては、地域でまとめて8人にしとったほうが良いというような考え方でされる地域があれば、それはそれで特別問題はないかと思っております。

○高柳委員

今度、民生委員をされている方が任期切れという形になりますが、この協力員については何年任期という捉え方でされていますでしょうか。

○成富福祉総務課長

特に任期等は定めておりません。それは地域でお話しいただいて、1年ごとに交代したほうが良いということで判断されればそのようにしていただいて結構ですし、それは地域にお任せするという形を考えております。

○白倉委員

先ほど江頭委員が言われたのと同じなので、繰り返しはしませんが、その前提として、私たちの地域でも、いわゆる地域ネットワークの部分で見守りをもう既に行っているんですね。組織化はしてなくても、気づいたことをしたりとか、手伝ったりとかですね。そこはやはり交通整理がいるかなと思うんですね、もちろん多ければ多いほうが良いんですが。どうしてかといったら、ここにも書いてありますように高齢者の異変とか早期発見とか書いてありますよね。例えば我々は今、近所の御高齢者が、少し認知が入ってこられたんじゃないかなと思ったら、すぐにおたっしや本舗に連絡してくださいということで、おたっしや本舗に連絡しているんですよ。ここは一応、社協がかんでいるわけですね。社協の活動というのは、これから私は一番大事だと思っているんです。ですから、地域福祉協力員制度というのは、そういったことを見つけた場合に、まず社協に連絡するのか、その窓口として。それとも、今まで我々がしているように、おたっしや本舗に直接連絡するのか。その辺もちょっと戸惑いが出てくるんですね。それで、社協に対して補助金として出すわけでしょう。ですから、運営方法自体を全て社協にお任せしてしまうわけでもないわけでしょう。その辺、おたっしや本舗とのかかわりというものもありますので、そこを社協がどういうふうに位置づけて動くのかというのを、ぜひ整理していただきたいというのが要望としてあります。

それと、地域福祉協力員というのは、今までこういう名前は背負ってなくても、本当にお願ひしながら動いているんですけれども、地域福祉協力員証といいますかね、今は認知とかいろんな問題がありますから、何か高齢者の方も安心するような、そういう面も含

めてですね、ぜひ社協のほうと連携して検討していただくようお願いしたいと思います。

○成富福祉総務課長

証のほうですけれども、まとめて市の社協のほうで一括してつくる予定で今進めているところでございます。

それと、地域支援の部分ですけれども、福祉協力員の研修も含めまして、要は実態に合わせた形でその状況に応じて変わっていかうかと思えます。必ず市の社協を通してやるか、民生委員に必ず報告するか、そういうことではないと思えます。こういった事情のときにはおたっしや本舗に直接お話をする、おたっしや本舗でないような場合には民生委員あるいは社協に連絡をするという形になってこようかと思えます。一概にどこに連絡をなさうという一方通行的なものはないのかなと思っております。

○福井委員

いつも思うのは、制度をつくる、そして既にそれに関して8校区でやられていると。ただ、今さっきも千差万別という表現をされたけど、制度をつくって千差万別というのはまさにあり得ないことで、本当は制度をつくってやろうとするならば、リーダーシップをとるモデル地区みたいなのところがあって、市が腰を据えて取り組まないと、何となくもわっとした状態で、とにかく人数だけそろえて、とにかくやっってくださいよという、江頭委員、永淵委員が今までいろいろと言われたように、各種各団体で、見守り活動をやろうという団体がどんどん出てきているんですよ。老人会だって出ていますよ。地域の見守りをやろうじゃないかと。しかも単位クラブにどんどん指示をしている。当然見守りはしています。

ただ、どの団体も問題になってくるのは、人数は宛てがわれたけれども、結局実際はやれないと。やれない割に人数だけ上がって、何人いますかといったら、それは500人いるとか、何人いるとなって、2,000人といっても、実際その2,000人が本当に意欲的に活動しているかという、数は上がったけど、まあ適当ですね、ばらばらですねとなることを我々は懸念します。やるとすれば、きちんとしたシステム、腰を据えて——既につくられて2年くらいたっていると言うんだけれども、どういうやり方が望ましいかということをご皆さんが研究して、そして、これが望ましいんだと。全国の自治体を見ながら、こういうのが望ましいですよとフィードバックしながら、社協にもアドバイスするという方向でやっていかないと、皆さん、とにかく自由にやっってくださいよと、人数だけ上げてくださうようになったときに、私は制度としてこういうやり方は余り望ましくない。やる以上はきちんとした対応をやっていけるように。そして各種団体があるわけだから、いろんなことをヒアリングや連絡をしながら、ぴしっとした動きでもって地域福祉協力員ということをやっていくと。

それともう一つは、地域福祉推進員と福祉協力員と2つに分けているけれども、よくわからない。まずは校区に何人と決めて、社協との連携を強めていくみたいな形で対応して、

それを制度として持っていくというふうにしないと、何となくこれは時間がたてばたつほど人数はふえましたけれども、千差万別のまま最後まで行く可能性がある。そうすると、行政としても何をしているのかなということになりますから、そこは注意をして対応していく必要があるだろうと私は思います。その辺は考え方として、きちんとされているのかどうか、確認したいと思います。

○成富福祉総務課長

おっしゃる意味は十分理解しております。ただ、一番に考えたのは、地域事情は考えずに、こういった形で、こういったことをしなさい、これもしなさい、あれもしなさいと決めてしまうと、やらされ感で、どうしても先に進みにくいというのもまた事実あろうかと思えます。言われるところの好事例、うまくやっているところ、難しくやっているところ、いろんな事例がございます。そういったお話もですね、地域に入っていく中で、市はとりあえず見守りだけやってくれと言いよると、しかし、兵庫ではこういったことをやっているよ、北川副ではこういったことをやっているよ、どこではこういったことをやっているよという話を地域の皆様にとって、うちの地域はそういう問題ないからやめようというところがあるかもしれませんし、うちの地域にも同じような課題があるから、それに取り組んでみようかといったところをですね、地域、地域の実情に応じて話をさせていただいた中で、見守りだけじゃなくてこっちまでしようよと。今報告は求めていませんけれども、報告を民生委員さんにしようとか自治会長さんにしようとか、そういった報告までしようということもあり得るかと思えます。そうやってきた場合に、幾らかの報酬とかが必要になると判断されるのであれば、その部分は地域で考えていただくなり、それが市全体の話となれば、またそれは検討材料になろうかと思えます。今のところは無償のボランティアということで、遠目の見守りをする福祉協力員というものを最低限のレベルとして市全域でまずは体制として整えるということを目指していきたいと思っています。

最終的にはそういった形で好事例を紹介しながら、できるだけその地域の福祉課題を解決できる組織になっていくよう、市社協とともに、地域に入っていくながら働きかけていきたいなと思っているところでございます。

○福井委員

そうすると、まち協あたりのほうが先行しますよ。そういうことでもってどんどんやっているところのほうが先行してくるから、やっぱりかぶるなという感じがします。その辺はよく理解をした上で、庁内の調整をきちんとやっていただかないといけないと思います。

○福祉総務課福祉政策係長

先ほどございましたように、各地区で取り組みに差があるということですが、これまでは各地区の独自の取り組みとしてされてきた経緯がございます。これにつきましては、市のほうも市社協を通じて活動を直接支援しております。こういった補助制度は用意をしておりますけれども、まだ活用されていない校区もありますので、今回、社協が主体

的に地域に入っていくまして、最低限、見守り活動から取り組んでいただくことを念頭に置きながら、各地域でこの制度を始めていっていただきたいというところから、今回この社協のほうの補助制度の予算化を考えているところでございます。なかなか引き受け手がないというのは民生委員にも通じた課題でございますので、しっかり腰を据えて、その地域にどういった方がいらっしゃるかというようなこととか、市のほうでもさまざまなボランティア養成などに努めておりますので、そういった人材をそういう地域の見守り団体につなげていくとか、そういった具体的な取り組みをしながら、少しずつ人数を確保していかないといけないと。

大変難しい取り組みでありますけど、何とかやり遂げないといけないと考えております。活動の内容に少し差があるのも事実でございますので、今後は社協を通じて、そういった活動をされている方に研修などをして、その活動内容をできるだけある程度の水準に合わせしていくような取り組みのほうもあわせて行いたいと思っております。

補足以上でございます。

○松永憲明副委員長

年1、2回の研修に参加をというお話であったんですけども、これまではそういったものは実施されたんですか。

○福祉総務課福祉政策係長

各校区社協が今、主体となって運営をしております。各校区社協の中で、そういった活動されている方の研修会とかをしております。

また、市のほうでも平成25年度から地域福祉の担い手づくり事業として、継続的にそういった活動団体の間での研修会とか、事例の共有のための研修会とかを重ねてきているところでございます。

○松永憲明副委員長

できるだけほかの校区の取り組みを学ぶという場が必要になってくると思います。校区社協の中での研修だけではなくて、ほかの全体的なところでの取り組みがどうなっているのか、皆さん気になるところだろうと思うんですよ。今の話を聞いてもやっぱり違うようですから。そういったことから研修会を充実させていく、そこに必ず推進員の方も参加できるような、規模的には大きくなるかもわかりませんが、そういうのはやっぱりしっかりやって交流を図っていく必要があるんじゃないかなと思いますけれども、その点についてはどうですか。

○成富福祉総務課長

十分検討させていただいて、そういった研修体制を確実にしていきたいと思っております。

○白倉委員

1点だけに絞ります。窓口機能向上推進事業というのは、これは本当にありがたい取り

組みだなと思うんですけども、これを福祉総務課が予算をつけているということは、高齢者、児童、障がい者があくまで対象……。具体的に例えば、障がい者の方が窓口に来たときに、年金問題が絡んできたりとか、いろんな部分であちこち行かないかんというのが、この一つのところで、職員に出てきてもらってするということでしょうか、例えば。それで、例えば、高齢者の中で、そのほかの福祉だけにかかわらないことというのが出てくることがありますよね、相談事業の中で。だから、あくまで福祉部門にかかわるところだけの窓口なのか、そこはちょっと臨機応変に膨らませて、福祉部門以外の職員も入ってこられるような体制をとるのかという、その確認をお願いしたいと思います。

○田中保健福祉部長

現在、窓口機能向上推進室というものを福祉総務課のほうに置いています。これはなぜかということ、分野的に福祉が大半を持っているから。特に今回、この窓口機能向上というところは福祉、子ども関係が多いんですが、そのうちの保健と福祉が大部分を占めていますので、こちらで上げているだけでございます。

ただ、この内容については、今回1階が全て改修されますけれども、1階全てを含んだところでの総合的な窓口の改善に資するような体制をここでとろうということで、一応ここで上げています。もちろん、ここから上のほうにも外のほうにもつながるような体制をつくっていくということになります。ただ、これは今回1階の機能を全て、備品とか窓口の整備をうちのほうがやっている、福祉のほうでやっているというだけの話です。もちろん、ほかのところも入れて協議はしております。

○江頭委員

一つだけ教えていただきたいです。

生活自立支援センター事業の取り組みの中で、学習支援、要するに対象者は生活困窮世帯の子どもということで限定されて、ひきこもり等の問題を抱えていると書かれたところがありますよね。学習会への参加が困難な子どもに対し、個別訪問による支援を行う、こういう支援と、きのう青少年センターの説明があって、困難を有する子どものひきこもりとか、ニートの相談に応じると。ここと、生活困窮者世帯って言って、子ども自体は、うちは生活困窮者なんだぞという、この対象を分けてするという、ここの整合性はどうなっているのか。

○豊田保健福祉部副部長兼生活福祉課長

まさにおっしゃるとおりで、青少年センターで行う部分というのは、いわゆる39歳までの子ども・若者育成支援推進法という法律の中にある部分で、これは困窮者であろうと、ある一定の所得がある方も含めて大きなところでやっているのが青少年センターの事業でございます。私どもは、その中でも特に生活に極めて困窮している、いわゆる経済的に困窮しているところについてはなかなか塾にやることもできない、あるいはそういった中でひきこもりも含めて、うちは特に経済的に困窮したというところに特化した中での事業と

というのが私どもの事業でございます。青少年センターの部分とうちの部分と切り分けているのは、青少年センターは全体の、いわゆる一般的なひきこもり、それは経済的な困窮があるなしにかかわらず、広いところであるのがセンターで、私どもはあくまでも困窮というところで、経済的な困窮世帯についての支援というような形でやっているというところが2つの考え方の違いでございます。

○江頭委員

そうすると、今までやられた学習会への参加とか、そういう相談というのは大体年間どのくらいの利用者があるんですか。

○生活福祉課福祉・就労支援室長

平成27年度が2月末現在で学習支援の対象者が38人いらっしゃいます。今、副部長のほうから説明ございましたとおり、基本的には自立支援センターというのは自立支援法の中で運営してきますので、困窮世帯が主なターゲットでございますが、基本としては、やっぱり排除しないというのが原則ですから、特にお子さんの場合は、仮に今その世帯が裕福だろうとしても、ひきこもりが続けばこのお子さん自体が将来貧困になる可能性があるというふうに見れば、こちらでも対応できますし、その家庭事情に応じて佐賀市としてはネットワークが2つあれば、どちらかで漏れないようにというふうに思っています。

そういったことで、我々は排除しないというのを一番大切に考えてやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○高柳委員

資料5番の181ページ、遺家族援護経費の中で特別弔慰金、これは佐賀市には何名ぐらいおられますか。

○保健福祉課福祉政策係長

平成28年4月から新しく受け付けを始めておりまして、現在のところ2,200名ほどの方に手続きをしていただいております。前回、10年前に手続きをされたときには、3,000名ほど対象者の方がいらっしゃいましたので、引き続き、あと2年ほどこの手続きができる期間が残るということになっております。まだ手続きされていない方につきましては、また追って勧奨通知等を出して御紹介したいと思っております。

○高柳委員

ぜひ発送漏れないように、しっかりとお願いしておきます。

○白倉委員

福祉給付金の件なんですけれども、前回の実績というのは、議案勉強会のときにもお聞きしたんですけれども、受け取る資格のある方がなるべく金額にかかわらず受け取っていただくようにと願うわけなんですけれども、質問としては、この表に今後のスケジュールが書いてございますね。そこで、生活支援の福祉給付金と臨時福祉給付金、これはどうしてもずれないといけないんですか。

例えば、同時に受け取る人というのは当然おるわけですね。これは順序をこうやって、受付、支払い期間というのはずれざるを得ないのでしょうか。そこをちょっとお願いします。

○福祉総務課臨時給付金室長

この2つの給付金につきましては、国のほうから極力受付期間をずらすようにという指示が出ておりまして、その理由というのは書いてはいないんですけれども、特に国の考えとしては両者が入りまじることによる混乱を避けるといった意味合いもあるようでございます。

○白倉委員

今まで同時に受け取りというのがあっていましたよね。まして御高齢者の方ですから、一度手間二度手間とていうのもございますし、国がなるべくずらすようにというの——単なる、7月までに発送するようとか、その辺はお聞きしましたけれども——ずらすようにというのは、ただ混乱を防ぐとか、そんな意味なんですか。それとも2回のインパクトを与えるという意味なんですか。ちょっとその辺の国の意向がわからないもので、どういう説明を受けておられるか。受給者にとっては非常に不便なんですよ。お願いします。

○福祉総務課臨時給付金室長

先ほど課長のほうから説明もありましたけれども、後半にあります臨時福祉給付金につきましては、あくまで平成28年10月から平成29年3月までの消費税に関する補填という形で行われますので、いずれにしろ、10月までお金が配られないと。大変間があくというところもあって、国もそのような形で2つに分けていると聞き及んでおります。

○重松委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑もないようでございますので、これで第3款第1項の質疑を終結いたします。

あと、2項、3項ありますけれども、ちょっとここで休憩したいと思います。

再開を50分から行いますので、それまで休憩いたします。

◎午前10時40分～午前10時50分 休憩

○重松委員長

それでは、再開いたします。

次に、第3款第2項、第3項までの説明をお願いいたします。

◎第1号議案 平成28年度佐賀市一般会計予算中、第1条（第1表）歳出第3款関係分（第2項、第3項） 説明

○重松委員長

ただいま第3款第2項、第3項までの説明が終わりましたけれども、この議案について、委員の皆さんから何か御質疑等ございましたら、お受けしたいと思います。

○白倉委員

207ページの安否確認を含めた配食サービスの件なんですけれども、今度予算づけするに当たってなんですが、ずっと以前は各旧市町それぞれで委託して配食サービスを行っていたところが、今は一括委託になっていますよね、市内全部。この平成28年度予算もどこの業者に一括委託という理解でいいのでしょうか。

○真子高齢福祉課長

安否確認事業の配食なんですけれども、佐賀市全域を対象に、この事業ができる1社で行っております。

○白倉委員

それに移行した当初は、玄関に冷たいお弁当が置かれていたとか、そういう事例が多く見られたりした中で、その配食はもちろんですけれども、安否確認の部分で、空っぽになったのを引き上げていっても、届けたときに声かけが余りできていなかったりとか、そういうことがよくあったんですが、それはもう改善され、いろいろと意見交換された上で今回の予算づけかどうかというのをまず確認したいと思います。

○真子高齢福祉課長

業者には、安否確認を中心にした事業ですので、本人に必ず手渡しをして渡すようにということを徹底しております。

また、買い物とか、そういったところで留守の場合は、再度訪問する、または電話をかけてちゃんと受け取ったかどうかの確認を確実に、そうやって安否確認を行うということを徹底しております。

○白倉委員

徹底していただいてありがとうございます。

認知症対応のグループホームとか老人ホームというところは今後ふえていくことが予測されるんですが、ここで出ているお金に関しての流れと、それと例えば、今一般的にいろんな問題が起こるようなときの監督権ですね。県が監督する施設なんかは県が監督権を持つわけなんですけれども、グループホームとか老人ホームの監督権というのは佐賀市が持っていると考えたらいいのでしょうか。

○真子高齢福祉課長

佐賀市は監督の権限は持っていないくて、中部広域連合のほうで監督権を持っております。介護保険の事業者である中部広域連合のほうで監督権を持っているということでございます。

○重松委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでございますので、これで第2項、第3号の質疑を終結いたします

す。

次に、第3款第4項以降の説明をお願いいたします。

◎第1号議案 平成28年度佐賀市一般会計予算中、第1条（第1表）歳出第3款関係分（第4項、第5項）、第4款第1項、第10款関係分 説明

○重松委員長

ただいま第3款第4項、第5項及び第4款第1項、第10款関係分の説明がございましたけれども、この案件につきまして委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思います。

○山口委員

2点お伺いしたいんですが、1点ずつ行きます。まず1点は、265ページの火葬場費で、一般職人件費と嘱託員報酬、それぞれ何名分か教えてください。

○中村市民生活課長

職員につきましては6名分です。嘱託職員につきましても同じく6名分です。

○山口委員

その中で、火葬場使用料ということで4,100万円上がっているんですけども、私の記憶が間違いじゃなければ、本市以外のところから利用される場合は一桁違うような利用料金がかかっていたと思うんですが、具体的な数字は結構ですので、今現在、市外からは大体どれぐらいの利用があっているのかということがわかりますでしょうか。

○中村市民生活課長

まず、料金の分ですけれども、市外利用者につきましては6万円ということになっております。これは3つの直営施設がありますけれども、全て6万円ということになっております。

それから、市外からの利用者数ですけれども、約400名の数字が毎年上がっております。全体の大体14%ぐらいになります。

○山口委員

そしたら、それは結構です。

もう1点ですが、御説明いただきました休日夜間子ども診療所の件で、8番の資料の25ページ、委託料として1,800万円、これは実施設計等に係る費用だということで御説明がありました。右側の配置イメージでは、これは全体的なことなので、この1,800万円に係る診療所の広さが大体どれくらいあるのか、また、今現在あるものと広さ、もしくはその内容、中身ですね、この辺がこう違うというようなところがあればお示してください。

○百崎健康づくり課長

1,800万円の根拠というところで広さというお話だったかと思いますが、500平米ぐらいを今想定しております。

実際に間取りを詰めて積み上げたわけではございませんので、500平米ぐらいというこ

とで今考えているところでございます。

それと、機能的にどうかという話ですが、今の広さが大体100坪ぐらいございますので、こども診療所と歯科診療所を合わせて。こども診療所は大体100坪ぐらいございます。300平米の1.5倍ぐらいということで500平米ということにしております。

機能的にどうかというお話でございますけど、今一番問題に思っているのがこども診療所に感染症の専用待合室というのがございませぬ。車を駐車場に駐車して、そこで待ってもらっていて、順番が来たときに呼ぶみたいな感じになっておりまして、その辺で感染症の待合室を確保したいと。処置室も同じように、感染症の患者さんと一般の患者さんが一緒に処置を受けるという形になっていますので、そこをある程度、個室として確保できないかということで考えているところでございます。

一方、歯科診療所につきましては、待合室が非常に狭いというのがございます。今はほほえみ館の中にありますので、ほほえみ館のロビーとかを待合室として使っていただいてもおるんですけど、待合室がもうちょっと広めに必要じゃないかという話までしています。

まだ具体的な間取り等についての協議に入ったわけではございませんので、今後詰めていくという形になるかと思えます。

○山口委員

最後にしますが、この1,800万円と直接は関係ありませんが、うまくいけば平成30年度からこの診療所が使えるようになるかと思えますが、今現在の診療所の跡地活用というのはどのようにお考えでしょうか。

○百崎健康づくり課長

今から移転の計画を詰めていく予定でございますので、施設があいた後をどうするかというのは、今のところ具体的な検討をしているわけではございません。

○江頭委員

こども診療所の基金積み立てをされているんですけど、今の基金積立金の額をまず。

○百崎健康づくり課長

基金の積立額でございますけど、平成26年度末が1億7,100万円でございます。

○江頭委員

この基金の目的というのは、どういうところなんですか。

○百崎健康づくり課長

基金条例というのがございます。健全な運営に資するため、そういうふうな表現だったと思えます。こども診療所の健全な運営に資するためということで、今うちのほうが使っているのが備品であったり、ちょっとした改修であったり、あとは乳児健診の健診票を4枚交付しておりますけど、そのうちの半分以内についてはこの基金から出しているような状況でございます。

○江頭委員

今回、県病院跡地に休日夜間病院を新設ということにおいては、この基金については、そういう医療関係の備品の使い道だけであって、こういう新しい建物に対するところでの基金の崩しということはないと考えとっていいですね。

○百崎健康づくり課長

済みません、説明をうまくできなくて。建物の改修とか、そういう部分ですね、新築もそこに入るかと思えます。一番当初の基金条例をつくったときには、その辺の改修だったり——新築は余り考えていなかったと思えますけど——建設費、修繕費等については対象になっている。それと、また赤字補填、それから備品関係ということでございまして、今のところ使わないということで協議を終えているという話ではございません。今からの話になってくることだと思います。

○江頭委員

ナンバー8の25ページのところに、今回の移転において、有識者懇話会の提言に基づきとあるんですけど、今、山口委員のあれとちょっとかぶるんですけど、この有識者懇話会の中で、この移転についてどういう提言があったのか、お示し願いたい。

○百崎健康づくり課長

有識者懇話会というのが、企画調整部のほうで、県病院の跡地をどうするかという際に、いろいろと意見を聞いたということでございまして、跡地をどうするかという話の中で今のような形になったということを知っているところでございます。

有識者懇話会からの提言というか、内容でございますけど、赤松校区の自治会長会のときに使った資料で御説明をさせていただきますと、県立病院好生館跡地活用検討懇話会というのが有識者懇話会のことだと思います。メンバーが学識経験者、地元自治会、経済・商業・観光・医療関係者、佐賀県等で構成をしているということで、6回の会議がっております。

懇話会からの提言の具体的内容でございますけど、基礎的な視点と主たる視点の組み合わせによるゾーニングの検討ということで、基礎的な視点、まず1番目に緑化・水辺、2番目に歴史・文化、主たる視点が福祉・医療——括弧書きでございますけど——の分野については福祉・医療関係機関と。教育につきましては教育機能、学習機能等、学校機能等を含む。3番目に定住、集合住宅（市営住宅）などの集合住宅ということで、これを踏まえて土地利用の方向性につきましては、佐賀市のほうでこれを受けてという形になるかと思えますけど、この提言に基づき、基礎的な視点、緑化・水辺、歴史・文化と主たる視点、福祉、医療、教育を組み合わせるゾーニングをまとめたということで、これを受けてという形になっております。具体的に何の施設をとというふうな議論まではあっていないように思います。ちょっと資料を見る限りでございますけど。

○重松委員長

ちょっと部署が違いますので。

○江頭委員

せっかく休日夜間病院を新しく建てかえる、今、自治体の中にも子ども病院とかあるじゃないですか。そういう部分において、これをせっかくやるといったら、やはり福祉関係、医療関係の中できちっとしたコンセプトを持ってつくりたい。今言った懇話会なんていうのは県病院跡地をどうするかというところの組織じゃないですか。それとは別のあれがあるのかという話を私は聞いているのであって、そうしないと、以前つくった部分と同じような、やはりそういう話になるんじゃないかというおそれがあるから今質問をしている。そして、1億7,100万円の基金もあると。これを今回新しくつくる中において、いろんな機能を取り入れる絶好のチャンスなんですよ。そういうところは、保健福祉部門できちっと提言をするなり、やっぱりやっていくべきだというふうに思います。その点、部長、どうなんですか。

○田中保健福祉部長

この件に関しましては、こども診療所については、十分今の状況でいいのかというのは、年度年度に確認をしております。そういう中で、医師会のほうから、やはり今の機能では手狭であるとか、駐車場の問題であるとか、そういうことがありましたので、できればもう少し広いところに移って、もう少し機能を充実させたいというのは、医師会からの意見が以前からあっておりました、そこについて検討はしていたんですが、なかなかいい場所がないということがありましたけれども、今回、県病院跡地の用途について検討された中で、当初は龍谷関係の大学が入るとか、いろいろありましたけど、最終的には佐賀市医師会立の看護学校が入るということになりまして、それにあわせて、医師会の事務局も移転すると。そうなったときに、ここの面積規模であるとか、これ今医師会に委託をしてやっていただいていますけれども、そういう観点で跡地のほうに持っていったほうが、このこども診療所をさらに充実させることが可能だということで、医師会等とも十分協議をしながら、今回はこちらのほうに移転をするというふうに保健福祉部の中では協議しながらやってきたというところでございますけど。

○江頭委員

それはわかっているんですよ。だから、僕も一般質問でこれを取り上げたときに、そこまで話は来ているわけです。その後の問題を今言っていて、やはり医師会の問題もあるでしょうから、当然県病院跡地の問題、移転の話ではなくて、もう決まったんだから、ここから先は医療関係について保健福祉部としてどうあるべきかということ、ちゃんと市の医師会、医療機関とも話をしなくちゃいけないでしょうと、そういうことを言っているんですね。だから、それじゃないと、今までと同じような、ただ面積が大きくなった、これは一般質問でもちゃんと答弁をもらっています、感染症の対応もできるような広さで1.5倍、そういう話もあっているんですよ。そこまではわかっています。だから、その後、やはりその基金の使い方とか、いろいろあるでしょうし、せっかくこれだけ積み立ててい

る基金もあるんだから、有効に活用すべきだということを言っているわけです。

○田中保健福祉部長

失礼しました。そこについては、もちろん十分今、市の医師会と協議をしております。

それから、基金につきましても、どこまでどういうふうにするのかというのは、ここは医師会とも十分協議をしております。もちろん、機能についても、どういうふうにするのか。ただ、まだ具体的にどういう見直しをするというところまでは行っておりませんが、十分そうなるように医師会とは協議を続けていきたいと思っております。

○福井委員

同じところの問題になりますけれども、こども診療所と歯科、両方の施設になってくるんだけれども、取り急ぎ図面では500ということになっていますけど、まだ具体的な設計の状態になっていないわけだから、私としてはアバウトだなという感じを持って、この設計の考え方の中で、いわゆる両施設が組み合わさった場合に2階建てだと思うんですけど、どういうふうな構想を今予定されているのかというのはわかりますか。

○百崎健康づくり課長

今、2階建てとおっしゃったんですけど、2階建てでいいのかどうかという議論までまだ全然していないような状況でございまして、階段で行くというのは余り想定をしていなかったんで、私個人的に言うと平屋かなというふうな感じを、図面に落としたときにちょっと思っていたところでございます。

○田中保健福祉部長

今、課長から話があったように、まだ詳しく具体的に決めておりません。ただ、今、看護専門学校のほうもまだはっきりした形はできておりませんので、実はそこの兼ね合いもあろうかと思っております。ですから、そこが十分に協議が終わった後に、この診療所のほうもどういう形になるのか、1階建てになるのか2階建てになるのか、あるいは看護専門学校と併設させてしまうということになるのか、そこは今から医師会のほうと協議をする予定にしております。

○福井委員

これは既に予算額も大体ここに出てきてはいるわけで、当然ながらこの中に1,800万円というふうになってきておるわけだけれども、看護専門学校を含めての設計委託になると、看護専門学校のほうの設計とはまた別でしょう。

○田中保健福祉部長

看護専門学校の建設については全て佐賀市医師会のほうがやりますので、それとは全然別になります。

ただ、併用しなければならないということであれば、そこは協議しながらやっていくと。佐賀市の診療所であれば診療所のほうで持っていくというふうな形になるかと思いますが、今上げている範囲内でやるというふうには今は計画していると。

○福井委員

この図面の状態だけで今のありようというのは……恐らくこれでは全然アバウト過ぎてあれなんだけど、要するにこの場合であると予算の中に、緑道の整備事業も一つ隣に入っていて、まさに緑道のすくそばに建っている状態になっているので、そのままでもいいのかどうかということもあるわけだから、設計の状況については随時また御報告いただければと思います。

○白倉委員

不妊治療助成事業についてちょっとお尋ねいたします。

県も拡充するというふうに報道があっただけけれども、まず今度、35歳というところで区切つての佐賀市は拡充で上限はなしというのはありがたいんですけども、私もいろんな産婦人科の先生なんかともお話しする中で、現状、高齢出産が非常に多いと。晩婚化と影響してまして、30前後で結婚されて、二、三年で不妊を感じられて、35手前から不妊治療を受けられる方というのが非常に多いのが現状なんですね。

それで、35歳という壁を取っ払うことはできないんですか。35歳未満は20万円、35歳以上は15万円というふうに平成28年度以降は拡充してもらっているんですが、その35という壁を取っ払って、一律20万円なりにするのが現状に即しているかなと私は思うんですけども。

○百崎健康づくり課長

実はうちのほうもそこは大分議論したところでございまして、過去4年の妊娠率を見ますと、35歳未満の妊娠率が44.8%、35歳以上になると24.1%ということで、そういうことがあって、なるべく早い時期に、若い時期に不妊治療に取り組んでいただきたいと、背中を押すという意味もあって、それと、若い方については、収入自体も少ないというのがあるのかなと。その辺もあって、35歳という年齢をつけております。今、妊娠率の話だけしたんですけど、相反して、流産率については、35歳くらいから流産率が上がったりますんですよ。国のほうも43歳の年齢制限を設けてあるというのは、母体の安全性とか、その辺の問題も出てきますので、なるべく早いうちに取り組んでいただきたいということで、こういう年齢制限を設けさせていただいておるところでございます。

○白倉委員

担当課におかれてもいろいろと議論されたというのは、よくわかります、よくわかりますが、母体の安全性云々というのは、治療を受ける病院と治療を受けられる方が十分に相談されることですし、今、人工授精とか体外授精とか、顕微も含めてですね、非常に発達していつているんですね。かつ、先ほども申しましたように、晩婚化が進んでいる中で、やはり不妊治療をと考えられるのが30過ぎてからが多いと、これが32か33ぐらい、結婚後二、三年ぐらいですね。という中で、例えば実績で35歳以上で、妊娠率24.1%というものもすばらしいじゃないですか、それだけ医療が発達しているということですから、母体の安

全性はかかりつけのお医者さんが十分にあれされることですから、ここをもう一考え、私はしていただきたいと。現実には即して、晩婚化に即して、幾ら早く治療を受けるように後押しするにしたって、それはある程度の結婚時期と関係もしてきますので、そこは再考できないものかどうか。もう一度ちょっと答弁をお願いしたいんですが、ぜひ再考していただきたいという期待を込めてちょっと質問します。

○百崎健康づくり課長

今、35歳という基準の話はしましたが、実は国とか県の制度は43歳未満というところがございまして、先ほど年齢がどうかというのがありましたけど、43歳以上の方も取り組む方が実際いらっしゃいます。実際妊娠率が低かったりするんですけど、そういうこともあって、その年齢制限は国に合わせず、制限しないという形で整理をしておりますので、これについてはなるべく若い方に取り組んでいただきたいということですので、なるべく効果が高いような形で助成をしていきたいと考えているところでございます。

○白倉委員

この件に関してもう1点、県及び他の自治体からの助成額を除いた自己負担の7割というふうな規定になっていますよね、助成率がですね。上限額が定められているわけですがけれども、これは例えば、県と市が連携して、佐賀市在住の方が不妊治療を受けられるとき——不妊治療を受けられるというのは本当に精神的にも大変なんです。連携して県から、逆に予算をもらってというふうな形で、県と市町村が同じ窓口で処理できるような体制というのはとれないでしょうかね。その分の県の予算分は佐賀市がもらってきて、なるべくそういう連携した窓口をつくって、心の負担も含めてできないものかなと常々思っているんですが、いかがでしょうか。

○百崎健康づくり課長

まず、心の負担というお話がちょっとあったんですけど、うちの窓口に来られたときは、まず窓口のカウンターのところで話すのはどうかなというのもあって、個室のほうをあれしますし、県にも同様の制度がありますよという話はします。県は実は国の補助金が入っています。一応県がするような形になっていまして、市町の分については単独でやるような状況になっていますので、それを市のほうで一緒にするというのが、できるのかなと、今聞いて、そう思いました。

○白倉委員

そしたら、これはちょっと意見として、一緒にするって、市の一般財源と一緒にしてくださいと言っているわけじゃないんですよ。例えば、国の予算が県におりて、それで市から申請して、その予算を持ってくるということはよくあるじゃないですか。ですから、佐賀市在住の方からこういう申請があったときに、県と連携をとって——もちろんその方の話を十分聞いた上でですけども——市が仲介して、例えばコミュニティ助成金なんかそ

ういう形とってくるわけでしょう。そういうふうな形とれないものかというのをぜひ検討いただきたいという要望を出しておきたいと思います。

○百崎健康づくり課長

国の補助金は、県であったり、政令市であったり、中核市であったりということで権限があつてやられておりますので、その分をおろせば、いろいろと問題があるかと思ひますので。

ただ、県のこういう制度がありますよというのは、相談時に全て御紹介しておりますので、漏れがあることはまずないと思ひます。

○村岡委員

先ほどの資料8の24ページで、助成額のところを先ほど白倉委員が言われて、自己負担額の7割まで、通算5年度までというのは、5年間で終わり、連続じゃなくて通算5年で終わりということ。

○百崎健康づくり課長

今、御質問のように、5年を限度ということになります。

○村岡委員

それで、先ほど35歳未満の方は経済的な余裕もないので額をふやしていただいたということだったんですけれども、目安や基準になる回数とか金額というのが全然わからないので、これで十分充足できるのかどうかというのがよくわからないので、大体平均的にどれくらいの金額が年間かかっているのかというのがわかれば教えてください。

○百崎健康づくり課長

佐賀市の実績をまず言ひます。平成26年度不妊治療費の助成申請が277件あつております。そのデータから金額を割戻すと、人工授精が4万5,900円、治療の平均ですね。体外授精が41万8,000円、顕微授精が53万円というふうな状況でございます。一般的にはこれと余り変わらないような金額だったと思ひます。大体同等の金額だったと思ひます。

済みません、一般的なやつが手元にありました。

一般的には、体外授精は40万円から50万円と言われております。顕微授精が50万円から60万円ということで、先ほど言つた金額に近いかなと思ひます。

補助はおっしゃつたとおりで、7割という形。

四、五十万円ということでござひますので、県は今度30万円になっているんですかね。うちのほうは35歳未満であれば、20万円という形になりますので、50万円ということで。ただ、うちのほうは7割掛けますので、あとの3割分については自己負担で、全てを賄うという形にはならないと思ひますけど。それと1年に何回も取り組む方もありますので、うちのほうは年度で20万円という形にしていますので、それぞれのケースで幾らか違ってくるかと思ひます。

○重松委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに質疑もないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

以上で一般会計予算の審査を終了いたします。

あと特別会計が残っておりますけれども、特別会計は午後1時15分から再開したいと思います。それまで休憩いたします。

◎午後0時08分～午後1時18分 休憩

○重松委員長

それでは、これより文教福祉委員会を再開いたします。

午前中に一般予算の審査を終了いたしておりますので、これより特別会計を審査いたします。

まず、第2号議案について、審査いたします。執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第2号議案 平成28年度佐賀市国民健康保険特別会計予算 説明

○重松委員長

ただいま第2号議案の平成28年度の特会の予算関係の議案説明がございましたけれども、ただいまの議案説明に対して委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思いますけれども、何かございませんでしょうか。

○江頭委員

49ページ、特定健診の事業費についてなんですけど、今、受診率が28%、目標が40%、これはもう医療機関にとっても非常に評判の悪い内容なんですけど、40%に上げる、そのやり方、確かに、今回から変わったのは、昨年受けていて今年受けていないと、そのところからの問診票がきて、記入して持っていくとスムーズにできますからという案内も確かにきたんですね。それが前年度とちょっと違うかなと。持っていったら、また同じことを書いてくださいと言われたんで、結局同じことなんですけどね。

それはどうでもいいんですけど、とにかく40%に上げるという何か手段とか、そういうものを考えられているんですか。

それともう1点、前はペナルティーが何かあったですよ。この辺はどうなっているんですか。最初も特定健診が新設されたときに、その問題で自治体に、受診率を上げないとペナルティーがあるんだと、それは実際はどうなっていたのか、その2点お願いします。

○福田保険年金課長

特定健診につきまして、私ども本当に頑張っ、保健師以下頑張っ努力しているところでございますが、なかなかこの特定健診の受診率が上がらないという現状がございます。平成20年ぐらいから始まりまして、大体25%ぐらいで推移してまいりましたが、平成25年度に27%、平成26年度に28.1%ぐらいだったと思います。ことしが、医療機関と医師会の

ほうともお話をしまして、とにかく特定健診の受診率を上げていかなきゃならないから一緒に頑張っていたきたいということをお願いいたしまして、医療機関のほうでの個別の検診ですね、これで1,500人お願いしますと、私どもの集団健診の中で、あと1,500頑張りますということをお願いをしまして、医師会のほうの協力もいただきながら、今現在、何とか去年の実績を800人から900人上回っているという状態でございまして、ことしは何とか30%ぐらい行くんじゃないかなろうかというふうに考えているところでございます。特定健診につきましては、国のほうはもっと高い目標を持っておりまして、やはり国民健康保険というのは当然医療費の適正化というのが今喫緊の課題でございます。歳出を抑えて歳入をそれに合わせてくるという話もございますもんですから、そのためにはやっぱり特定健診等で重症化予防を図るとするのが一番大きいのかなと。

今、糖尿病から人工透析等に移られる方も多うございますので、私どももその辺を重点的に、重くならないようにということで保健指導をしている部分もございます。その中で私どもとしては少しでも上げていきたいと。ただ、これがなかなか……。過去にも佐賀市の場合いろいろ方法をとってきております。旧佐賀市においては、旧郡部より、特定健診の受診率が悪かったということで、公民館健診を始めてみたりでありますとか、昨年からは特定健診が認知されればいいという面もございますが、コンビニでの健診を試みたりということでいろんな方法をもってやっております。あとは、一昨年から特定健診を受けられていない方に個人の特性を踏まえて、勧奨の御通知を差し上げてみたりという形でいろんな努力はしているところでございますが、なかなか伸びていかないと。

そういう中で、アンケート等を見ますと、今、治療中であるから検診は必要ないとか、そういう方もいらっしゃいますけど、生活習慣病でございますので、例えば、胃の治療にかかれとつても、そっちがどうこうというわけではございませんので、どちらのほうも受けていただくというような勧奨をしておりますし、またほかに、ほとんど治療で特定健診と同じような方法で検査等を受けられていることがありましたら、何とかその特定健診と同じデータをいただいて、受診率の向上につなげられないかと、そういう検討も今しておるところでございます。

あと、国のほうにつきましては、要は平成30年からになってまいりますが、保険者努力支援制度というのが入ってまいります。平成30年度から全体で1,700億円を全国的に国のほうが支援をするということになっておりまして、その中で700から800億円の努力支援制度というのがございます。その中で、例えば、国保の収納率とか、要はいかに重症化予防をしたとか、あと、この特定健診もその中の一つの項目として入っておりますので、この特定健診につきましてはやはり少しでも上げていって、国からの支援を一円でも多くいただく努力をしないといけないというふうに考えておるところでございますし、やはり病気が治ることによって被保険者の方の健康も維持できるということもございますので、これについては今後も努力していきたいというふうに考えております。

それと、ペナルティーにつきましては、特にペナルティーというのはございません。

○保険年金課保険企画係長

以前、ペナルティーという形で、後期高齢者の支援金の加算をされるということだったんですが、これは実際に加算されるのが、実質的に保健指導がゼロ%の保険者ということで、ほとんど加算がされないということでしたので、今後は保険者努力支援制度ということで、やっている保険者にインセンティブを与えるという制度に移行されているという状況です。

○山口委員

資料25ページ、徴税費の中なんですけど、まず、嘱託員報酬3,100万円とあります。嘱託員の人数と、それとここ二、三年、嘱託員の数に変動があるのかを教えてください。

○福田保険年金課長

嘱託員の数につきましては、ここに計上しておるものは国保の分として13人でございます。あと後期高齢のほうで1人つきますので、全部で14人になっております。

あと平成27年から、もともと16人おりましたのを14人に変更しているところでございます。

○山口委員

佐賀市は佐賀県内はもとより、全国でも徴収率が非常に高いのはよく存じ上げております。大変御苦勞されているなと思うんですが、今、嘱託員が、逆に私は少しずつふえているのかなという感覚でおったんですが、16名から14名に減らされたということなんですけれども、全体の収納金額からして、この嘱託員で実際収納される率というのは、大体で結構なんですけど、全体的にどれぐらいのものなんでしょうか。大体でいいですよ。

○保険年金課副課長兼国保税二係長

徴収員が徴収する金額については、ざっくりなんですけれども、およそ1億円ぐらいになります。

(「その率」と呼ぶ者あり)

現年度の調定額がおよそ56億円ぐらいございます。ですから、率に直しますと……

(「2%ぐらい」と呼ぶ者あり)

はい、そのくらい。

○白倉委員

済みません、ちょっと教えてください。基本的なことで申しわけないです。

一般財源から繰り出すとか繰り出さないとか、保険税率を上げる上げないの話の中であるんですが、その辺のところは公平性という部分があると思うんですね、佐賀市税を投入するという意味において。それで、国保の被保険者というのは、佐賀市の中で何人で何割を占めておられるんですか。ちょっと改めて教えてください、平成28年度。

○福田保険年金課長

国保の被保険者の方というのが、大体今5万5,000人ぐらいでございます。年度の中で変わってまいりますので、年度の頭が多くて、途中が減るという経緯もございますが、大体5万5,000人を切るぐらいということでございますので、佐賀市の人口からすると4分の1以下という形になろうかと思えます。

○重松委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑もないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

次に、第3号議案と第4号議案について一括審査いたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第3号議案 平成28年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計予算 説明

◎第4号議案 平成28年度佐賀市後期高齢者医療特別会計予算 説明

○重松委員長

ただいま、平成28年度の診療所特別会計予算と後期高齢者医療特別会計予算の説明がございましたけれども、この案件について、委員の皆さんから何か御質疑等ございましたら、お受けしたいと思いますけれども。

○白倉委員

まず、後期高齢者の対象人数を教えてくださいませんか。

○保険年金課副課長兼国保税二係長

直近の平成26年度の加入者数が3万646人です。

○白倉委員

それで、先ほどの説明の中で、普通徴収が42%を見込んで計上されているというふうに説明がございましたけれども、ちょっと難しい答弁ですけれども、42%にとどまる原因ですね。

それと、後期高齢者医療保険は2年でしょう、あと不納欠損にしていくわけでしょう。取れずに不納欠損ってどれぐらいの割合で出てきているんでしょうか。ちょっとそこのところをお願いします。

○福田保険年金課長

まず、先ほど申しました42%というのは、連合のほうからこれだけ納付してくださいねというのが参ります。うちの中で、これを特別徴収の方と、あと本人が選択します普通徴収の方と、その比率が……

(「比率で決めるわけですか」と呼ぶ者あり)

はい、42%と分けるわけでございます。

ですから、最後は微調整でそこがまた幾らか更正等で振りかわったりはいたします。

○白倉委員

では、計上されている徴収率がわかれば教えてください。

○福田保険年金課長

収納率につきましては、99.70%でございます。トータルです。

○白倉委員

特別徴収のほうは100%ですから、わかるんですよ。普通徴収はどれぐらいなんですかね。それなら、九十五、六ぐらいなのかな。

○保険年金課副課長兼国保税二係長

トータル99.7%で、特別徴収と普通徴収がございまして、特別徴収は100%です。ですから、残りが普通徴収の方になります。

○福田保険年金課長

普通徴収のほうで99.30%ということでございます。

○重松委員長

もう1つ答弁があったでしょう。欠損金かな、欠損率か、割合。

○保険年金課副課長兼国保税二係長

こちら平成26年度の不納欠損額で申し上げます。25万6,653円です。

○白倉委員

わかりました。

○高柳委員

93ページの備品購入費についてお聞きします。

このCRP測定装置というのはそもそもどういう機器なのかと、平成7年に買われた歯科治療用ユニット2台、この機器の内容も教えていただきたい。

○百武三瀬診療所事務長

先ほどおっしゃいましたCRPでございますけど、自動血球計数測定装置でございます。いわゆる赤血球や白血球を測定する装置ということでございます。

それとあと、歯科治療用のユニットということで2台購入する分でございますけど、これは歯科用の椅子のことでございます。患者さんが座る椅子のことでございます。

(「診察台」と呼ぶ者あり)

はい、そうです。

○重松委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにないようでございますので、以上で保健福祉部の特別会計に関する議案審査を終了いたします。

なお、ここです、3月31日付で定年退職されます豊田英二保健福祉部副部長と真子正秀高齢福祉課長の退職の挨拶がございますので、お2人からですね、しばらくお待ちください。

◎豊田保健福祉部副部長兼生活福祉課長退職挨拶

◎真子高齢福祉課長退職挨拶

◎内田保険年金課参事兼国民年金係長退職挨拶

○重松委員長

長年のお勤め大変ご苦労さまでございました。あわせて第2の人生のスタートおめでとうございます。これからの活躍を期待しておりますので、どうぞよろしく願いしておきます。皆さん、頑張ってください。

それでは、保健福祉部の職員の方は退席いただいて結構でございます。お疲れさまでした。

◎執行部退席

○重松委員長

委員の皆さんにお諮りいたします。

以上で文教福祉委員会に付託された全ての議案の審査が終了いたしました。一昨日、昨日及び本日の審査を含めて、現地視察の御希望はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、以上で本日の議案審査は終了いたします。

引き続き、文教福祉委員会研究会に移りますけれども、4本ありますので、一旦ここで切りたいと思いますので、ちょっと休憩いたして、25分から研究会を開催いたします。

◎午後2時15分～午後3時40分 休憩

○重松委員長

文教福祉委員会を再開いたします。

昨日、少年スポーツのあり方に関する決議案を協議していただき、委員の皆さんからいろいろと意見を出していただき、執行部に対して、取り組み方針の実施に当たっては平成26年度の市議会の附帯決議の趣旨を踏まえて、特にこの4点について適切に対応されるようにということで、ここにある4点を羅列してつくってありますけれども、この決議案の作成まででき上がっております。これを昨日それぞれの会派に持ち帰っていただき、趣旨説明なり協議をされたと思いますけれども、まずその状況について、各会派からの報告をお願いしたいと思います。

◎「「少年スポーツのあり方」に関する決議案」に関する委員間協議

○重松委員長

それでは、お諮りいたしますけれども、文教福祉委員会からの決議案ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

では、そのようにさせていただきます。

提出先は、教育長という形でいいですかね。そこの確認。

(「教育長」と呼ぶ者あり)

教育長ですね、では、そのように取り計らいたいと思います。

ほかにはないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なかったら、これで文教福祉委員会を終了いたしたいと思います。皆さん大変お疲れさまでした。